県警だより

令和８年版

三 重 県 警 察

目　次

1　三重県警察の組織……………………… P 1
2　三重県公安委員会……………………… P 2
3　犯罪情勢等……………………………… P 3
4　安全安心確保のための取組…………… P 5
5　地域警察活動…………………………… P 9
6　組織犯罪対策等………………………… P 1 1
7　交通安全対策…………………………… P 1 3
8　公安の維持……………………………… P 1 7

令和８年三重県警察運営の重点

基本方針

「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現
～ 強く・正しく・温かく ～

重点

○ 子ども・女性等を守る取組と犯罪対策の推進
○ 地域住民の安心感を高める街頭警察活動の推進
○ 犯罪の早期検挙に向けた総合力による捜査の推進
○ 総合的な交通事故抑止対策の推進
○ テロの未然防止と大規模災害等緊急事態対策の推進
○ サイバー空間における脅威に対処するための取組の推進
○ 犯罪被害者等支援の推進

三重県公安委員会 ・ 三 重 県 警 察

1 三重県警察の組織

【三重県警察の組織図】

三重県公安委員会

三重県警察本部

- **警務部**
  - 監察課
  - 留置管理課
  - 厚生課
  - 警務課
  - 情報管理課
  - 会計課
  - 総務課
- **生活安全部**
  - サイバー犯罪対策課
  - 生活環境課
  - 少年課
  - 人身安全対策課
  - 生活安全企画課
- **地域部**
  - 自動車警ら隊
  - 通信指令課
  - 地域課
- **刑事部**
  - 科学捜査研究所
  - 鑑識課
  - 組織犯罪対策課
  - 捜査第三課
  - 捜査第二課
  - 捜査第一課
  - 捜査支援分析課
  - 刑事企画課
- **交通部**
  - 高速道路交通警察隊
  - 交通機動隊
  - 運転免許センター
  - 交通指導課
  - 交通規制課
  - 交通企画課
- **警備部**
  - 機動隊
  - 警備第二課
  - 警備第一課
  - 警備企画課
- **警察学校**
- **警察署（18署）**

【三重県警察の管轄区域】

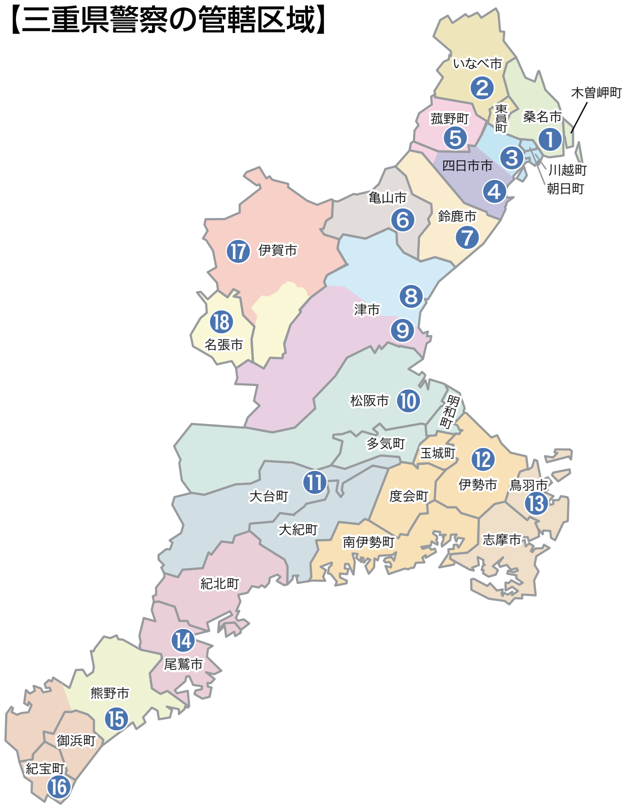

❶桑名警察署	❿松阪警察署
❷いなべ警察署	⓫大台警察署
❸四日市北警察署	⓬伊勢警察署
❹四日市南警察署	⓭鳥羽警察署
❺四日市西警察署	⓮尾鷲警察署
❻亀山警察署	⓯熊野警察署
❼鈴鹿警察署	⓰紀宝警察署
❽津警察署	⓱伊賀警察署
❾津南警察署	⓲名張警察署

2 三重県公安委員会

1　公安委員会制度

　警察行政の政治的中立性と民主的統制を確保するため、警察法の規定に基づき、合議制の行政委員会である三重県公安委員会が設置され、三重県警察を管理しています。知事が県議会の同意を得て任命した３人の委員で構成されており、令和８年４月１日現在、弁護士（女性）、会社役員（女性）及び医師（男性）の３人が選ばれています。

【警察署長会議への出席】

2　公安委員会の活動

　公安委員会は運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、県民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内の事件、事故、災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議等の機会に警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、県警察を管理しています。
　また、警察署長会議への出席や警察署協議会への参加のほか、現場活動の視察等を通じて、治安情勢と警察運営の把握に努めています。

【駐在所活動の視察】

3　警察署協議会

　県内全ての警察署には、警察法の規定に基づき警察署協議会が置かれています。警察署長が、管内で暮らしたり、働いたり学んだりする方々の意見や要望を聴くとともに、警察活動に対する理解と協力を得るための制度です。
　三重県公安委員会が協議会委員を委嘱しており、最も多い警察署で 13 人、最も少ない警察署で５人です。管轄区域内で居住又は勤務し、地域の安全をめぐる課題に意見を述べるにふさわしい方が、教育、医療、福祉等、幅広い分野から選ばれており、交通取締り、交通規制、犯罪抑止対策等、地域の実情を踏まえた意見・要望が、警察署の業務運営に反映されています。

【警察署協議会の開催】

【通常点検の見学】

3 犯罪情勢等

1　刑法犯の認知件数

令和７年中の刑法犯認知件数は10,692件（前年比－241件）で、令和４年から３年連続で増加していたところ、減少に転じました。他方、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺が増加し、被害件数、被害額とも過去最悪となりました。

また、重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買）の認知件数は139件（前年比＋19件）、重要窃盗犯（侵入窃盗、自動車盗、ひったくり、すり）は1,382件（前年比＋91件）でした。

【刑法犯の認知件数（平成 28 年～令和７年)】

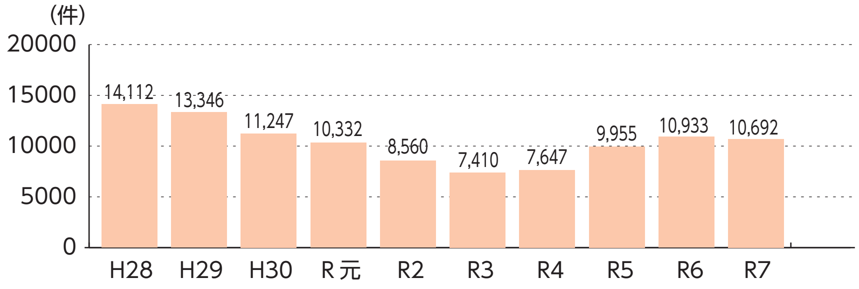

【主な犯罪の認知・検挙状況（令和７年中)】

	認知件数	増減	検挙件数	増減	検挙人員	増減	検挙率	増減
刑法犯	10,692	－241	4,322	696	2,391	－6	40.4%	7.2
重要犯罪	139	19	125	32	110	18	89.9%	12.4
重要窃盗犯	1,382	91	723	223	84	2	52.3%	13.6
特殊詐欺	487	120	108	51	19	－5		
SNS 型投資・ロマンス詐欺	362	63	18	2	5	2		
暴力団犯罪			107	－13	96	21		
薬物犯罪			185	33	117	24		

※特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺、薬物犯罪の各数値は暫定値です。

2　重要犯罪の検挙状況

令和７年中の重要犯罪の検挙は125件（前年比＋32件）、検挙人員は110人（前年比＋18人）で、前年と比べて検挙件数・検挙人員共に増加しました。

【重要犯罪の認知・検挙状況（平成 28 年～令和７年)】

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認知件数	98	85	98	77	71	97	93	116	120	139
検挙件数	95	80	85	73	71	87	92	90	93	125
検挙人員	64	59	61	70	70	72	78	82	92	110
検挙率	96.9%	94.1%	86.7%	94.8%	100.0%	89.7%	98.9%	77.6%	77.5%	89.9%

3　科学捜査の推進

県警察では、犯罪捜査において、ＤＮＡ型鑑定、薬物鑑定、画像鑑定等の科学技術を活用しています。警察本部には、様々な鑑定を行う科学捜査研究所のほか、防犯カメラ画像等の収集・分析や、犯行場所・時間帯、犯罪手口等から犯人像のプロファイリングを行う捜査支援分析課、現場に残された指紋、血痕、体液等の資料を採取する鑑識課が置かれ、警察署と一体となり、犯人の特定や犯罪の立証に不可欠な客観証拠の収集・鑑定を行っています。

最新の設備や機器を備えた科学捜査研究所の新庁舎について、令和８年度中の完成を目指し、整備を進めています。

【ＤＮＡ型鑑定中の技官】

【薬物鑑定中の技官】

【画像分析中の捜査員】

犯罪被害者等支援

犯罪被害者等は、犯罪や交通事故によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受けることが少なくありません。

県警察では、関係機関・団体と協力しながら、刑事手続や支援制度の説明、病院・裁判所・検察庁等への付添い、臨床心理士によるカウンセリング、公費負担による経済的負担の軽減等の支援を推進しています。また、広報啓発活動や「命の大切さを学ぶ教室」の開催等、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性等を周知し、社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図っています。さらに、幅広い世代に「性犯罪被害相談電話＃８１０３（ハートさん）」の周知を図るため、三重県警察オリジナル広報キャラクター「ハ～トくん」を活用した広報動画や啓発物品などで広報啓発を行っています。

【刑事手続・支援制度の説明】
（被害者は模擬）

【命の大切さを学ぶ教室】

【広報キャラクター「ハ～トくん」】

【広報動画】

4 安全安心確保のための取組

1 特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の現状

令和７年中の特殊詐欺の被害は、認知件数が487件、被害額は約18億3,690万円で、認知件数・被害額共に過去最多となりました。中でも犯人が警察官等を名乗り、偽の警察手帳や逮捕状を見せて、「あなたの口座が犯罪に使われている。」、「あなたは逮捕される。」等と言って、不安をあおる手口で現金を振り込ませるニセ警察詐欺が急増したほか、全国的に国際電話番号を犯行に利用する手口が多発しました。

また、ＳＮＳを悪用し、被害者に親近感や恋愛感情を抱かせて、架空の投資話や結婚話を理由に金銭をだまし取るＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害は、認知件数が362件、被害額は約34億3,330万円で、前年より大きく増加しました。

これらの特殊詐欺等の被害者は、20歳代から70歳代まで幅広い世代に広がりを見せており、年齢を問わず注意が必要です。

県警察では、特殊詐欺等の被害を防止するため、犯行手口や対策を題材にした演劇や被害者層に対するターゲティング広告による注意喚起のほか、ＳＮＳの配信、デジタルサイネージによる啓発動画の放映など、様々な機会・媒体を活用した広報啓発活動を実施しています。

また、電話を直接受けないようにするため、固定電話については、国際電話番号からの発着信を休止できる「国際電話不取扱受付センター」への申込みを、携帯電話については、国際電話の着信規制※が可能な警察庁推奨アプリの利用を呼び掛けています。

このほか、金融機関やコンビニエンスストアなどの協力を得て、被害に遭いかけている人に対する声掛けや警察への通報により、被害を食い止める水際阻止にも努めています。

※一括の国際電話ブロック機能はアンドロイドのみ

【特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害状況（令和７年中）】

	発生件数	被害額	前年比（増減）		令和６年中	
			発生件数	被害額	発生件数	被害額
オレオレ詐欺	207 件	約 14 億 1,800 万円	＋ 103 件	＋約 6 億 0,780 万円	104 件	約 8 億 1,020 万円
預貯金詐欺	7 件	約 420 万円	＋ 3 件	－約 180 万円	4 件	約 600 万円
架空料金請求詐欺	169 件	約 2 億 3,430 万円	－ 4 件	－約 3,920 万円	173 件	約 2 億 7,360 万円
還付金詐欺	55 件	約 7,050 万円	＋ 41 件	＋約 5,640 万円	14 件	約 1,420 万円
融資保証金詐欺	12 件	約 500 万円	－ 4 件	－約 120 万円	16 件	約 630 万円
金銭商品詐欺	2 件	約 600 万円	± 0 件	＋約 420 万円	2 件	約 180 万円
ギャンブル詐欺	1 件	約 130 万円	＋ 1 件	＋約 130 万円	0 件	0 円
交際あっせん詐欺	9 件	約 6,430 万円	＋ 3 件	＋約 5,250 万円	6 件	約 1,180 万円
その他の特殊詐欺	13 件	約 2,080 万円	－ 3 件	＋約 40 万円	16 件	約 2,050 万円
キャッシュカード詐欺盗	12 件	約 1,250 万円	－ 20 件	－約 4,330 万円	32 件	約 5,580 万円
『特殊詐欺』合計	487 件	約 18 億 3,690 万円	＋ 120 件	＋約 6 億 3,700 万円	367 件	約 12 億 0,000 万円

※被害額は、キャッシュカード手交型・送付型・窃取型による ATM 引出し額を含む。
※キャッシュカード詐欺盗とは、オレオレ詐欺等の手口で被害者に接触し、被害者の隙を見てキャッシュカード、現金等を窃取するものをいう。

		発生件数	被害額	前年比（増減）		令和６年中	
				発生件数	被害額	発生件数	被害額
SNS 型投資詐欺		224 件	約 21 億 0,350 万円	＋ 52 件	＋約 3 億 7,820 万円	172 件	約 17 億 2,540 万円
SNS 型ロマンス詐欺		138 件	約 13 億 2,980 万円	＋ 11 件	＋約 3 億 8,550 万円	127 件	約 9 億 4,430 万円
内訳	投資目的	(108 件)	(約12億4,190万円)	(＋ 17 件)	(＋約4億3,630万円)	(91 件)	(約8億0,560万円)
	その他	(30 件)	(約8,790万円)	(－ 6 件)	(－約5,080万円)	(36 件)	(約1億3,870万円)
『SNS型投資・ロマンス詐欺』合計		362 件	約 34 億 3,330 万円	＋ 63 件	＋約 7 億 6,370 万円	299 件	約 26 億 6,960 万円

※「SNS 型ロマンス詐欺」は、SNS 型ロマンス詐欺（投資名目）と SNS 型ロマンス詐欺（その他のロマンス等名目）を合わせたものをいう。

【特殊詐欺等被害防止演劇】

【サイネージを活用した広報】

2　ストーカー、配偶者からの暴力事案

令和７年中、ストーカー事案の相談等を 288 件、配偶者からの暴力事案（ドメスティックバイオレンス：ＤＶ）の相談等を 603 件受理しています。

県警察では、被害者やその家族等の安全確保を最優先に、加害者の検挙、被害防止の援助、ストーカー規制法に基づく警告･命令のほか、１１０番通報受理時に事案情報が表示されるシステムの活用、パトロールの強化などを行っています。

また、関係機関・団体と連携して再被害防止対策や保護対策に取り組んでいます。

3　児童虐待事案

令和７年中、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は 505 人でした。

県警察では、児童の安全確保を最優先に、事案認知時の早期現場臨場による児童の安全確認、児童相談所への通告又は情報提供、加害者の検挙などを行っています。

また、児童相談所からの要請に基づき、児童相談所職員による児童の安全確認や一時保護等に警察官が同行しているほか、立入調査や一時保護の現場を想定した児童相談所等との合同訓練を実施するなど、児童の安全を確保し、児童を保護するため関係機関等との連携を図っています。

【児童相談所等関係機関との合同訓練】

【人身安全関連事案相談等受理状況（平成 28 年～令和７年)】

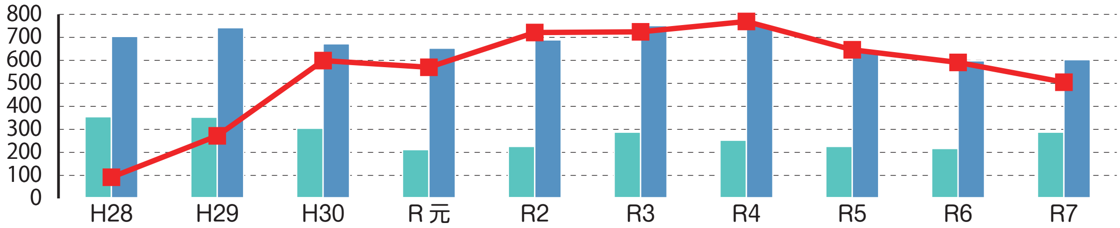

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ＳＴ相談（件）	355	353	305	212	226	288	253	226	217	288
ＤＶ相談（件）	704	742	672	653	689	751	751	636	598	603
児童虐待（人）	92	272	599	570	721	724	769	646	591	505

ＳＴ相談（件）　ＤＶ相談（件）　児童虐待（人）

4　ＳＮＳに起因する子どもの犯罪被害・非行防止対策

　令和７年中、ＳＮＳの利用をきっかけに不同意性交等や児童ポルノなどの被害に遭った児童は 11 人で前年と比べ９人減少しました。一方で、犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」募集情報）に応募した少年が、実行役として犯罪に加担する事案が発生しています。

　県警察では、これら犯罪の取締りと被害者の保護を推進するとともに、被害の未然防止及び非行防止を図るため、少年等に対して、ＳＮＳに起因する犯罪被害防止の啓発やＳＮＳの適切な利用等に関する非行防止教室（ネットトラブル防止教室）を実施しています。

　このほかにも、

- 少年の再非行防止を目的とした少年矯正施設等における注意喚起
- 少年警察学生ボランティア制作による短時間動画の放映
- 中学生・高校生を対象としたＬＩＮＥ広告による啓発
- サイバーパトロールによる児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みへの注意喚起・警告

など、少年を被害者にも加害者にもさせないための活動を推進しています

【ＳＮＳ利用に起因する被害児童数（令和３年～令和７年）】

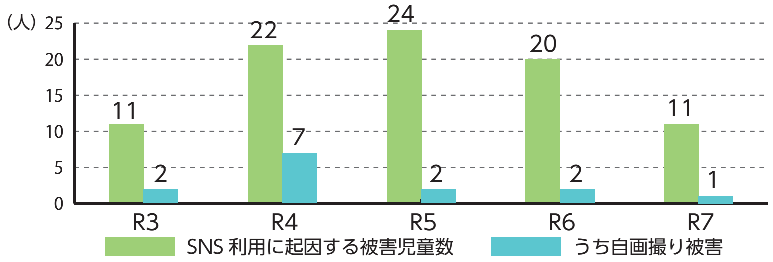

※「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送信させられる形態の被害をいう。

【短時間動画による広報啓発】

5　子どもの安全を確保するための対策

　登下校時における子どもの安全を確保するため、主に通学路に面している事業所等のうち、子どもの保護活動や見守り活動の実績があり、今後もその活動を継続的に実施する事業所等を三重県警察認定「子ども安全・安心の店」に認定しています。

　認定を受けた事業所等は、子どもが駆け込んできた場合の保護活動のほか、県警察が配付したジャンパー等を着用して子どもの見守り活動等を行っています。

　また、防犯ボランティア団体等に対する防犯情報の提供や活動物品の支援のほか、青色回転灯等装備車両を使用して通学路のパトロールを行う団体に対してドライブレコーダー等を貸与する取組を行っています。

　そのほか、学校等と連携した誘拐防止教室や不審者侵入対応訓練など、子どもの安全確保に係る各種の取組を推進しています。

【不審者侵入対応訓練】

【青色回転灯等装備車両によるパトロール】

6　サイバー空間における脅威への対処

社会のあらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいる中、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いています。

令和７年中は、証券口座への不正アクセス及び不正取引やインターネットバンキングに係る不正送金被害が多発しました。

県警察では、４県警察合同捜査により、フリマサイトを悪用した電子計算機使用詐欺等事件の被疑者３名を逮捕するなどサイバー犯罪の検挙を推進しているほか、専門的知識を有する捜査員の育成や情報技術に係る解析環境の高度化など、対処能力の向上に取り組んでいます。また、民間企業や学術機関、学生をはじめとするボランティアなどと連携して、インターネットを悪用した犯罪の被害を未然に防ぎ、拡大させないための啓発活動等に取り組んでいます。

【サイバー犯罪の検挙件数】

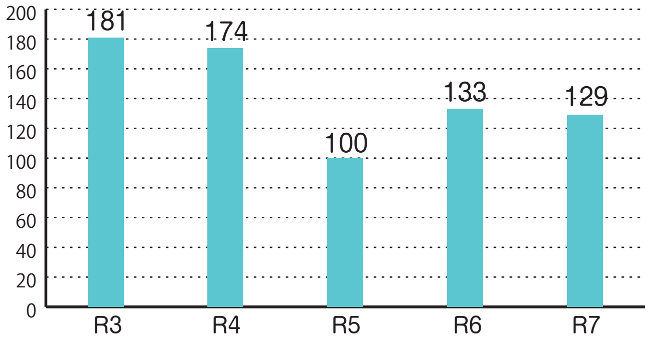

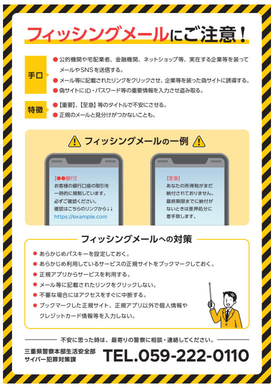

【広報啓発資料】

【サイバー防犯ボランティア研修会】

【サイバー犯罪ボランティアと連携した広報啓発活動】

5 地域警察活動

1 地域警察官の活動

地域警察官は、パトロールや巡回連絡、通学路の見守り活動等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っています。

また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、県民の身近な不安を解消する機能を果たしています。

【パトロール活動】

【見守り活動】

2 110 番通報の受理

110 番は、事件・事故等が発生して、すぐに警察官に現場へ来てほしいときのための緊急通報専用ダイヤルです。

県内の 110 番通報は、津市にある 110 番センターで受理しており、110 番センターが関係警察署の警察官を現場に急行させる等、迅速かつ的確に対応しています。

聴覚や言語に障がいのある方のための緊急通報手段として、110 番アプリ・ウェブ 110 番・ファックス 110 番があります。

日本語を解さない外国人からの１１０番通報には、通訳を含めた三者通話で対応しています。

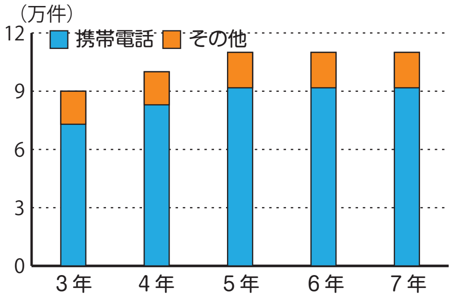

令和 7 年中	111,014 件
1 日平均	約　304 件

【110 番通報受理状況（令和 7 年中）】

3 110 番映像通報システムの運用

110 番通報と同時に、カメラ機能のあるスマートフォン等を使って撮影した映像や画像を送信することのできる「110 番映像通報システム」があります。

本システムでは、協力を依頼した 110 番通報者から事件・事故等に関する映像や画像を送信してもらうことにより、警察官が現場に到着する前に視覚的な情報を受け取ることができるため、事情聴取に伴う通報者の負担を軽減することができるほか、事件・事故等への迅速かつ的確な対応が可能となります。

【110 番映像通報システム】

4　鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊では、列車内のパトロールや駅の警戒による犯罪の予防・検挙活動を実施しています。

また、鉄道事業者などと連携した不審者対応訓練や広報啓発活動を行うなど、誰もが安心して鉄道を利用できる社会の実現に向けて取り組んでいます。

【駅・ホームの警戒活動】

【三重県警察　痴漢撃退ツール】

5　雑踏警備の実施

祭礼等の行事に際して、多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合は、雑踏事故の未然防止を図るため、行事の主催者や施設の管理者に対して、必要な安全対策をとるよう指導・助言を行っているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立して警備に当たっています。

【初詣客の雑踏警備】

6　山岳遭難・水難の発生状況と遭難等事故防止に向けた取組

令和７年中、県内では山岳遭難が 80 件発生しており、遭難者数は 94 人、うち 10 人が亡くなりました。

また、水難を 25 件認知し、水難者数は 25 人、うち 20 人が亡くなりました。

県警察では、こうした事故の防止に向けた取組として、電子申請システムや登山アプリを利用した登山届の受理のほか、県警ウェブサイトやＸ等の各種媒体を活用した広報啓発、登山口や海上などで安全指導を行っています。

【山岳救助訓練】

【登山アプリ】

【外国語による水難防止広報】（ベトナム語）

6 組織犯罪対策等

1　匿名・流動型犯罪グループ対策

匿名性、流動性を利用して、特殊詐欺、強盗、窃盗、違法風俗店経営等の多様な資金獲得活動を行っている匿名・流動型犯罪グループ（以下「匿流グループ」という。）を弱体化、壊滅させるため、全国警察を挙げ、部門や罪種にこだわることなく、警察の総合力を発揮した取締りを行っています。

令和７年中の匿流グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪（詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯、風営適正化法違反）の検挙人員は 75 人でした。

また、匿流グループによる犯罪実行者募集情報に応募した者の中には、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者もいることから、そのような者から相談を受けた場合には、保護措置を講じることとしています。

2　暴力団情勢

令和７年中の暴力団犯罪の検挙件数は107件、検挙人員は96人でした。取締りや社会のコンプライアンス意識の高まり、行政・市民・企業が協力して取り組んだ暴力団排除活動が奏功し、県内の暴力団勢力は、この10年間で半数以下に減少しました。

一方、県公安委員会は、

- ○　令和２年１月、六代目山口組と神戸山口組が平成27年の分裂以降対立抗争の状態にあること
- ○　令和４年12月、六代目山口組と神戸山口組から離脱した池田組の間で凶器を使用した事件が続発したこと
- ○　令和６年６月、六代目山口組と神戸山口組から分裂した絆會の間で対立抗争が発生したこと

を受けて、それぞれ暴力団対策法の規定に基づき、桑名市を警戒区域として（六代目山口組と絆會の対立抗争では、同市、名張市及び伊賀市）、これら団体を特定抗争指定暴力団等に指定し、この指定を継続しています。

警戒区域内では、対立組織の構成員や居宅・事務所に対するつきまとい・うろつき、多数での集合、両団体の事務所への立ち入りが禁止されるため、県警察では、禁止行為に対する取締りや県民の安全確保のための警戒を行っています。

さらに、事業者と暴力団との関係遮断を図るため、三重県暴力団排除条例を一部改正し、次の３点について規制を強化しました（令和７年10月１日施行）。

- ○　暴力団排除特別強化地域（四日市市諏訪地区）での禁止行為の規制【新設】
- ○　暴力団事務所の開設・運営に対する規制【拡大】
- ○　名義利用等の禁止【新設】

【暴力団構成員・準構成員等の人数（平成 28 年～令和 7 年)】

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
構成員（人）	170	160	140	135	130	125	135	120	110	110
準構成員（人）	290	250	210	165	145	135	115	115	110	100
団体数（団体）	22	23	22	21	19	18	20	21	21	19

3　薬物事犯

令和７年中の薬物犯罪の検挙人員は 117 人で、覚醒剤事犯が薬物事犯全体の５割以上を占めました。また、大麻事犯は、検挙人員の９割を 30 歳代以下が占めました。

県警察では、乱用者や密売組織の取締りを行うとともに、小学校・中学校・高校や民間団体と連携して行う薬物乱用防止教室の充実を図るなど、特に若年層への働き掛けを進めていきます。

【薬物犯罪の検挙状況（平成 28 年～令和７年）】 ※ R7 数値は暫定値

		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙件数（件）		186	196	205	191	195	186	159	134	152	185
	覚醒剤	151	167	160	133	142	128	96	91	95	93
	大　麻	23	24	40	54	45	47	48	39	48	75
	その他	12	5	5	4	8	11	15	4	9	17
検挙人員（人）		129	117	112	115	115	106	74	92	93	117
	覚醒剤	106	99	84	85	79	77	47	63	62	67
	大　麻	18	16	28	30	31	24	22	29	25	39
	その他	5	2	0	0	5	5	5	0	6	11

4　良好な生活環境を脅かす犯罪の取締り

令和７年中、偽造品販売等の生活経済事犯を49件、廃棄物の不法投棄等の環境事犯を58件、違法に風俗営業を営む等の風俗事犯を44件検挙しています。

また、盗撮事犯が増加傾向にあり、令和７年中に120件を検挙しています。

検挙した事件により、不正に売買されたフリマアカウントが偽造品販売に利用されたり、出会い系マッチングアプリが違法風俗営業に利用されるなど犯行ツールとして悪用されている実態が明らかになりました。

県警察では、県民の良好な生活環境を脅かす犯罪に対し、厳正な取締りを推進するほか、安易に金融機関口座やアカウント等を他人に譲渡しないよう呼び掛けています。

【押収した偽造品】

7 交通安全対策

1　交通事故の発生状況

　令和７年中の交通死亡事故の発生件数は54件（前年比＋９件）、死者数は59人（前年比＋13人）となりました。

　死亡事故には次のような特徴が認められます。

① 高齢者（65歳以上）の死者が約６割（34人）

② 車両単独事故が約４割（19件）

③ 飲酒運転の根絶に至っていない（３件）

④ 自動車乗車中死者のうち、シートベルト非着用が約５割（34人中16人）

⑤ 歩行中死者が約３割（16人）

　また、速度超過を伴う事故や前方不注意が原因となる事故が多く発生するなど、基本的なルールが守られていないことが認められます。

　人身事故の発生件数は2,530件（前年比－194件）、負傷者数は3,035人（前年比－299人）で、前年より減少しました。

【交通事故の発生状況（平成 28 年～令和 7 年)】

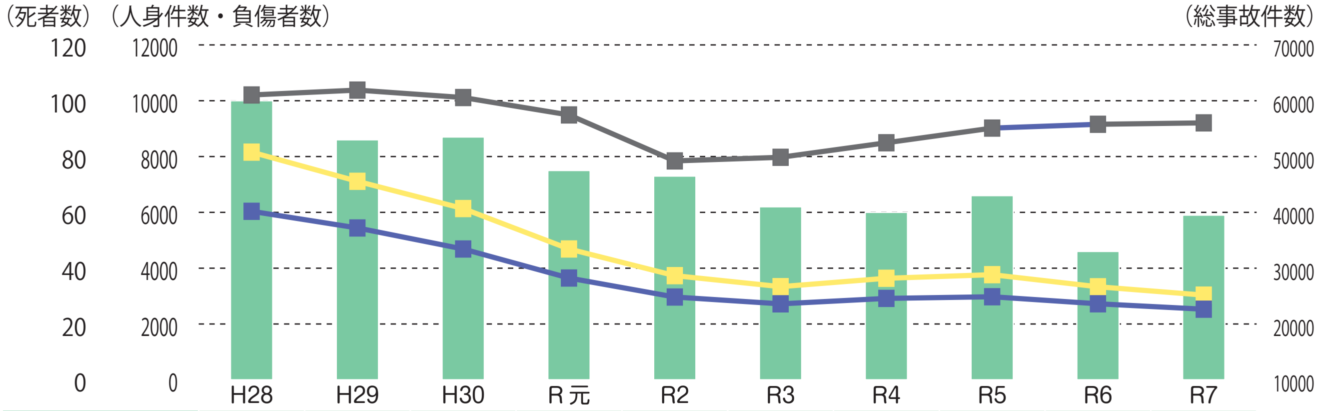

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
死者数（人）	100	86	87	75	73	62	60	66	46	59
人身事故（件）	6,038	5,441	4,687	3,647	2,966	2,722	2,917	2,976	2,724	2,530
負傷者数（人）	8,158	7,113	6,136	4,688	3,732	3,338	3,638	3,767	3,334	3,035
総事故件数	61,032	61,905	60,572	57,456	49,216	49,865	52,470	55,097	55,780	56,033

死者数（人）　人身事故（件）　負傷者数（人）　総事故件数

【年齢別死者数（令和７年中)】

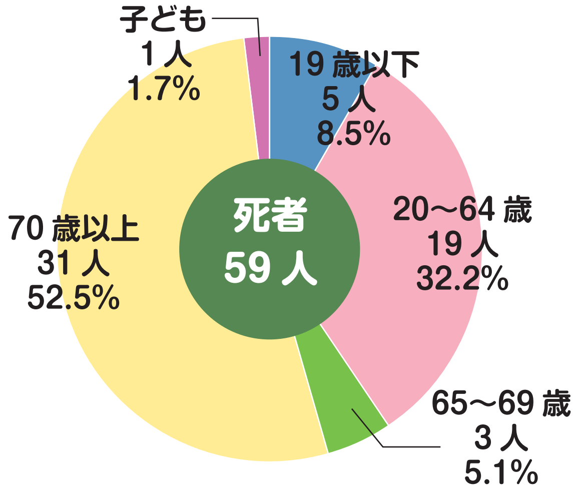

【状態別死者数（令和７年中)】

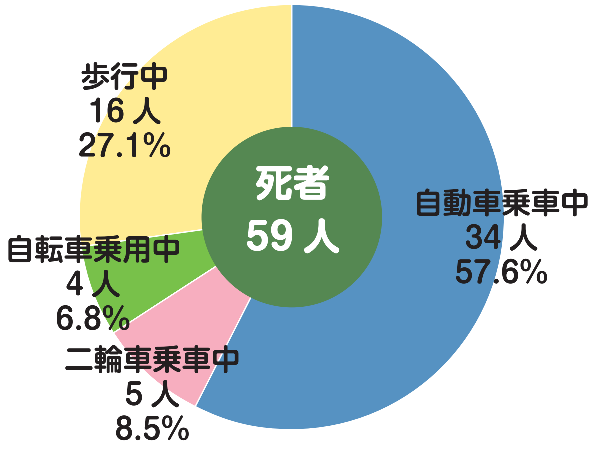

2　高齢運転者対策

　高齢運転者による人身事故の構成率は増加傾向にあり、事故原因として他の年代よりもハンドル・ブレーキ等の操作ミスによる割合が高くなっています。

　県警察では、高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等について認識を深めてもらえるよう、シミュレーター等の教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しているほか、体調によっては運転を控えるなど、安全な運転の継続に必要な助言・指導や各種制度の周知を図っています。

　《安全運転相談窓口》

　高齢運転者やご家族の方などから、安全運転相談ダイヤル「＃８０８０（シャープハレバレ）」で、安全運転相談を受け付けています。

安全運転相談ダイヤル
#8080
シャープ ハ レ バ レ

　《自主返納制度》

　身体機能の低下等を理由に自動車の運転をやめる際には、申請により運転免許証を自主返納することが可能で、返納後５年以内であれば、本人確認書類として利用可能な運転経歴証明書を運転免許センター等で申請することができます。

【自主返納件数及び運転経歴証明書交付件数（令和３年～令和７年)】

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
自主返納件数	7,140	6,602	5,930	6,602	6,363
75 歳以上	4,842	4,929	4,669	4,856	4,649
運転経歴証明書交付件数	6,384	5,875	5,180	5,620	5,432
75 歳以上	4,323	4,382	4,091	4,162	3,985

3　横断歩行者の安全対策

　県警察では、横断歩道上での交通事故を防止するため、下記のキャンペーンを推進するとともに横断歩行者等妨害等違反などの交通違反も厳正に取り締まっています。

《横断歩道　“ハンドサイン”キャンペーン》

　歩行者が信号機のない横断歩道を渡るときに少し手を上げるなどしてドライバーに横断する意思を伝えるもので、公募により決定したシンボルマークを活用し、横断歩道における交通事故防止を呼び掛けています。

《ＡＣＴＩＯＮ３８キャンペーン》

　「三重県から歩行者保護の行動（ＡＣＴＩＯＮ）を起こす」ことを目的として、横断歩道における歩行者等の優先が規定されている道路交通法第３８条の“３８”を模した広報用ステッカー等を活用して呼び掛けています。

【横断歩行者等妨害等違反　検挙件数】

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
検挙件数	4,078	4,823	4,962	5,100	6,359

【信号機のない横断歩道における一時停止率】

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
県警察調査	45.8%	56.7%	57.9%	63.4%	67.4%

4　飲酒運転の根絶に向けた取組

飲酒運転の根絶に向け、交通取締りを強化するとともに、同乗者や車両・酒類の提供者等に対する徹底した捜査を行っています。

また、酒類販売店等との連携を強化しながら、飲酒運転の危険性や交通事故の実態についての広報や、飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進しています。

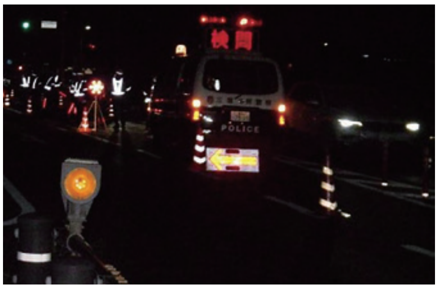

【交通検問の状況】

【飲酒運転　検挙状況】

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
検挙件数	301	408	303	429	676

5　持続可能な交通規制の推進

交通環境等の変化により交通実態に適合しなくなった交通規制について、積極的な見直しを推進しています。

また、信号機や横断歩道をはじめとする道路標識、標示といった交通安全施設等の老朽化対策として、施設の更新基準等に基づき更新整備を行っています。

～　生活道路における自動車の法定速度の引き下げ　～

改正道路交通法施行令の施行により、令和８年９月１日から生活道路における自動車の法定速度が 60km/h から 30km/h に引き下げられます。

ここでいう生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路をいいます。なお、道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

6　自転車利用者の安全対策

県警察では、県や市町のほか、学校、自転車関係事業者等と連携し、全ての年齢層の自転車利用者に対して、自転車の安全利用に向けた交通安全教育や広報啓発活動を推進し、ながらスマホや酒気帯び運転の禁止等をはじめとした自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を図っています。

《セーフティ・バイシクルリーダー（S・Bリーダー）制度》

自転車関連事故の発生の多い高校生に対しては、自転車の安全利用促進のための行動を起こす機会として、S・Bリーダーに委嘱し、自転車乗車中のヘルメット着用の重要性や法令遵守などを理解してもらい、自主的な活動を促進しています。

【S・B リーダーによる交通安全パトロール】

【高校生による自主活動】

自転車への交通反則通告制度の導入（令和８年４月１日施行）

1　概要

16 歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対し、自動車と同様に反則金の納付の通告を行う「交通反則通告制度（いわゆる青切符）」が導入されます。

2　自転車の指導取締りの基本的考え方

警察では、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行いますが、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高いものであったときは検挙を行います。

3　青切符の導入前と導入後の違い

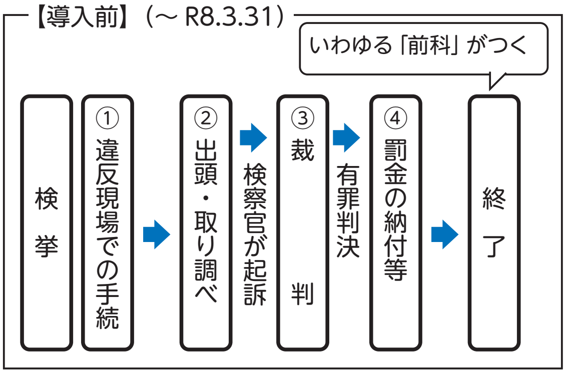

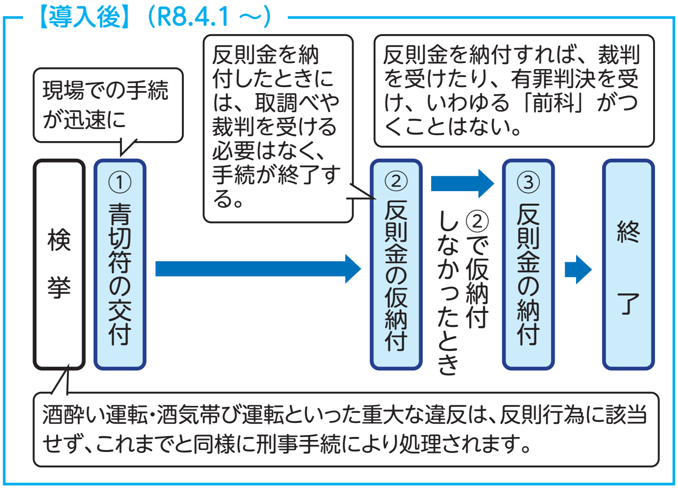

4　青切符が適用される自転車の主な違反行為

反則行為	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円 ※点滅信号を無視した場合は5,000円
通行区分違反	6,000円
踏切不停止等	
交差点安全進行義務違反	
環状交差点安全進行義務違反	
横断歩行者等妨害等	
安全運転義務違反	
通行禁止違反	5,000円
歩行者用道路徐行違反	
法定横断等禁止違反	
優先道路通行車妨害等	
環状交差点通行車妨害等	

反則行為	反則金の額
徐行場所違反	5,000円
指定場所一時不停止等	
被側方通過車義務違反　【注１】	
通行帯違反	
交差点優先車妨害	
無灯火	
自転車制動装置不良	
公安委員会遵守事項違反	
歩道徐行等義務違反	3,000円
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
交差点右左折方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
自転車道通行義務違反	

【注１】 被側方通過車義務違反が新設されます（令和８年４月１日施行）。
車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で車両が自転車の右側を通過するときは、自転車は、できる限り道路の左側端に寄って、通行しなければなりません（道路交通法第 18 条第４項）
また、自転車の右側を通過する車両についても、車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で自転車の右側を通過するときは、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行しなければならないこととされています。

【自転車ルールブック】

自転車を安全・安心に利用するために

ミーポくんが教える自転車の交通安全動画（ショート動画）

【反則金編】　【ながらスマホ編】　【一時停止編】　【ヘルメット着用編】

8 公安の維持

1　警衛・警護警備

　県警察では、皇室の方々が御出席になる行事や要人が出席する国際会議が開催される場合等においては、警衛・警護警備を実施しています。
　令和７年11月の「天皇皇后両陛下の第44回全国豊かな海づくり大会御臨席及び地方事情御視察」に伴う行幸啓に際しては、皇室と国民との親和に配意しつつ、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図りながら、警衛警備を実施しました。
　また、令和４年７月の奈良県における安倍元内閣総理大臣の銃撃事件を受けて施行された新たな警護要則に基づく措置や、令和５年４月の和歌山県における岸田内閣総理大臣（当時）に向けた爆発物投てき事件を受けた警護警備に関する課題及びその対策の検討等、警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組を推進しています。

【警衛警備の状況】

【警護員の訓練】

2　テロの未然防止対策

　県警察では、テロを未然に防止するため、ローンオフェンダー等に係る情報収集・分析を強化するとともに、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携したテロ対策を推進しています。
　官公庁、ライフライン事業者、公共交通機関、大規模集客施設等で構成する「テロ対策パートナーシップ」の取組では、「テロを許さない社会・地域づくり」というスローガンの下、官民一体となって情報共有や訓練等を推進しています。
　また、テロを敢行しようとする者が爆発物の原材料となり得る化学薬品を入手することを防止するため、これらを販売・管理する事業者の方々に、販売時の本人確認や使用目的等の確認を徹底するよう要請したり、不審な購入者への対処要領等を教示しています。

【テロ対策三重パートナーシップ推進会議合同研修会】

【パートナーシップ構成機関とのテロ対策訓練】

【購入者に対する本人確認への協力を求めるポップ】

3　災害への備え

県警察では、発生が懸念されている南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に的確に対処できるよう、平素から危機管理体制の点検や関係機関と連携した実戦的な訓練の実施など、災害対処能力の向上に努めています。

また、他の都道府県で大規模災害が発生したときは、広域緊急援助隊をはじめとする警察災害派遣隊を被災地に派遣して、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、身元調査等を行っています。

令和７年中は、令和６年能登半島地震や令和６年奥能登豪雨に伴う災害警備活動における教訓等を踏まえ、合同訓練の実施や装備資機材の整備等を推進しました。

【中部管区広域緊急救助隊合同訓練】

【警察官の手信号訓練】

4　経済安全保障に関する取組

三重県には規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が存在しています。これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものもあり、こうした技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力の低下だけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねません。

県警察では、令和４年５月、産学官が連携する「三重・技術情報等流出防止ネットワーク（通称：みえＴＩＰネットワーク）」を設立し、技術流出等防止への取組を強化しています。

また、企業や研究機関における技術流出防止等対策を支援するため、具体的な手口やその対策などの情報を提供するアウトリーチ活動を推進しています。

※ TIP…Technological　Information　Leakage　Prevention（技術流出防止）

5　機動隊の活動

県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設の部隊として機動隊が設置されているほか、これを補完し、又は都道府県警察相互の援助体制を確保するため、管区機動隊及び第二機動隊が設置されています。

また、専門的な知見・能力が求められる様々な事案に対応するための専門部隊が設置されており、その能力を生かし、各種活動に従事しています。

【レスキュー部隊の訓練】

【水難救助部隊の訓練】

令和８年度 三重県警察職員募集

令和８年度 試験スケジュール

試験名	申込期間	第１次試験日	第２次試験日	最終合格発表日
警察官A（1回目）	３月13日（金）～４月15日（水）	5月10日（日）	６月上旬～６月下旬	７月中旬
警察官A（2回目）	７月17日（金）～８月17日（月）	9月20日（日）	10月下旬～11月中旬	12月上旬
キャリアチェンジ		９月上旬～９月下旬		
警察官B	７月17日（金）～８月17日（月）	9月20日（日）	10月下旬～11月中旬	12月上旬
キャリアチェンジ		９月上旬～９月下旬		
警察事務B	７月17日（金）～８月17日（月）	9月27日（日）	10月下旬～11月上旬	11月中旬
警察事務C	７月17日（金）～８月17日（月）	9月27日（日）	10月下旬	11月中旬
警察事務C（キャリア不問枠）	７月17日（金）～８月17日（月）	9月27日（日）	10月下旬～11月上旬	11月中旬

※各試験の受験資格や試験日程、試験概要については、試験申込受付期間内に配布される「受験案内」で詳細をご確認ください。

Point

【警察官】

- **体力試験を二次試験で実施！**
- **キャリアチェンジ区分の試験種目である「SPI3」をテストセンター方式に変更！**

※指定の試験期間内で全国主要都市等に設置されている試験会場又はオンラインにより自宅等で受験可能

【警察事務】

- **警察事務C（キャリア不問枠）を新設** ※受験可能年齢は採用時点で30歳から49歳。なお職務経験は問いません。

～採用に関する情報を随時発信中！～

三重県警察本部
警務部警務課
採用係
お問合せ TEL 059-222-0110

三重県警察
採用情報HP

三重県警察
採用公式X（旧Twitter）

三重県警察YouTube
採用公式チャンネル